平成２４年（フ）第６０１１号
大阪市平野区長吉長原東２丁目６番12―609号
債務者　寺田美智子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９９号
神戸市北区泉台７丁目２番地の１　２―208号
債務者　澤村　久江
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２０号
神戸市北区泉台７丁目２番地の１　２―208号
債務者　澤村　康行
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４７号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目４番地　５棟1303号、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目２番地　Ｆ棟802号
債務者　濱田　栄理
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４７号
神戸市中央区宮本通４丁目６番29号　新港ハイツ105号
債務者　山下　浩子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
兵庫県丹波市市島町市島428番地３　シャトルニュー市島101号
債務者　荻野美佐子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
長崎県佐世保市吉井町立石231番地１
債務者　中川　美代
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
青森市大字荒川字筒井46番地２　レビュー大雄Ａ―103
債務者　谷川　恵美
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
神奈川県横須賀市森崎３丁目４番Ｆ―36号
債務者　橋本　裕美
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２３５号
神奈川県逗子市小坪１丁目９番８号
債務者　玉川　秀彦
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２３６号
神奈川県逗子市小坪１丁目９番８号
債務者　玉川　邦實
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２４３号
神奈川県三浦市南下浦町金田983番地
債務者　沖田　セイ
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２０４９号
名古屋市守山区新城20番11号　メゾン城下110号
債務者　冨樫　　肇
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６０号
長崎県佐世保市陣の内町673番地　２号、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町栄町４番地３
債務者　山口時計店こと　山口　正憲
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
青森県八戸市大字売市字右水門下７番地２コープエクセル10号室、前住所青森県八戸市大字新井田字市子巻目12番地６
債務者　類家はるみ
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２０６３号
名古屋市緑区南陵201番地　桶狭間荘３棟316号
債務者　戸藏　順一
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７６号
和歌山市木広町５丁目３番地の16、住民票上の住所和歌山市木広町５丁目２番地の32
債務者　沖島　愛子（旧姓大浦）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係